

令和 7 年 5 月 度
みどり市農業委員会総会議事録

1. 開会日時 令和 7 年 5 月 26 日（月） 午後 1 時 30 分～ 2 時 30 分

2. 開催場所 みどり市役所大間々庁舎 3 階 大会議室

3. 議 事

日程第 1 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

日程第 2 議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

日程第 3 議案第 3 号 農地中間管理権の設定について

4. 出席した農業委員（11 名）

1 番 櫻 井 正 彦	2 番 赤 石 忠 秋	3 番 新 井 茂
4 番 石 原 郷 士	5 番 今 泉 達 夫	6 番 大 澤 恵美子
8 番 清 水 照 夫	9 番 根 岸 千 春	11 番 星 野 健 一
12 番 星 野 文 雄	13 番 小 林 利 信	

5. 欠席した農業委員（2 名）

7 番 木 村 修 一 10 番 星 野 邦 夫

6. 出席した農地利用最適化推進委員（12 名）

1 番 岩 澤 道 行	2 番 大 澤 弘 樹	4 番 小 倉 正 範
5 番 尾 澤 勝	6 番 鏑 木 久 永	7 番 小 磯 勝 美
8 番 鈴 木 伸 一	9 番 関 口 光 則	10 番 高 草 木 国 雄
11 番 武 裕 士	12 番 松 井 正 和	13 番 柳 澤 照 雄

7. 欠席した農地利用最適化推進委員（1 名）

3 番 大 塚 孝 一

8. 出席した事務局職員（1 名）

事務局長 山 銅 敏 男 係 長 山 本 賢

事務局 それでは、これより令和7年5月の農業委員会総会を開催いたします。
本日の出席委員は農業委員13名中、現在の出席委員は11名です。以上により、
本日の総会は農業委員会等に関する法律第27条第3項により、過半数に達しておりますので、総会は成立いたしますことをご報告申し上げます。また在任の農地
利用最適化推進委員13名中、現在の出席委員は12名となります。
それでは、開会に先立ちまして、小林会長よりご挨拶をいただきます。

会長 皆さんこんにちは。今日は案件もそれほど無いようではございますけれども皆さんの協力をも
って案件がスムーズに承認される事をお願い致しまして始めたいと思います。
よろしくお願いいたします。

事務局 ありがとうございます。それでは、これからは会長が議長となり総会を進めて
参りますので、よろしくお願いいたします。

議長 議事に入らせていただきます。

会期の決定

議長 会期決定についてお諮りいたします。令和7年5月26日、会期は本日一日限りで
よろしいでしょうか。

(異議なし)

議長 会期は令和7年5月26日、一日限りといたします。

議事録署名人の決定

議長 議事録署名人の決定ですが、こちらにお任せしていただけますか。

(はい)

議長 それでは、こちらから指名いたします。議事録署名人は、「5番：今泉 達夫 委
員」と「6番：大澤 恵美子 委員」の両名をお願いいたします。

議案第1号

議長 日程第1議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたし
ます。事務局より説明をお願いします。
番号1番の案件につきまして、11番星野健一委員に関連がございますので、退出
をお願いいたします。

事務局 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」
次のとおり、農地法第3の規定による許可申請があったので、決定を求める。令
和7年5月26日提出。みどり市農業委員会 会長 小林 利信。
今回は10件ございますので、2件ずつ説明させていただきます。
番号1番。譲受人、譲渡人については記載のとおりです。土地の表示等になりま

す。笠懸町阿左美、畑、贈与。譲受人、譲渡人合意のもと、所有権の移転(贈与)を行いたく申請するもの。

以上1件の審議について、よろしくお願いいたします。

番号1番

議 長

番号1番について、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長

意見等ないので、番号1番について採決をいたします。番号1番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長

挙手全員として、番号1番の申請は可決いたします。
星野委員の入場をお願いいたします。

事 務 局

番号2番。被設定人、設定人については記載のとおりです。土地の表示等になります。笠懸鹿、畑及び田、使用貸借。被設定人、設定人合意のもと、使用貸借の設定を行いたく申請するもの。
以上1件の審議について、よろしくお願いいたします。

番号2番

議 長

番号2番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長

意見等ないので、番号2番について採決をいたします。番号2番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長

挙手全員として、番号2番の申請は可決いたします。

事 務 局

続きまして、番号3番、番号4番についてご説明いたします。
番号3番。被設定人、設定人については記載のとおりです。土地の表示等になります。東町小中、田、賃貸借。被設定人、設定人合意のもと、賃貸借の設定を行いたく申請するもの。
番号4番。被設定人、設定人については記載のとおりです。土地の表示等になります。笠懸町阿左美、畑、賃貸借。被設定人、設定人合意のもと、賃貸借の設定を行いたく申請するもの。

以上2件の審議について、よろしくお願いいたします。

番号3番
議 長

番号3番について、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長

意見等ないようですので、番号3番について採決をいたします。番号3番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長

挙手全員として、番号3番の申請は可決いたします。

番号4番
議 長

番号4番について、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長

意見等ないようですので、番号4番について採決をいたします。番号4番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長

挙手全員として、番号4番の申請は可決いたします。

事 務 局

続きまして、番号5番、番号6番についてご説明いたします。

番号5番。被設定人、設定人については記載のとおりです。土地の表示等になります。笠懸町鹿、畑、賃貸借。被設定人、設定人合意のもと、賃貸借の設定を行いたく申請するもの。

番号6番。被設定人、設定人については記載のとおりです。土地の表示等になります。笠懸町阿左美、田、賃貸借。被設定人、設定人合意のもと、賃貸借の設定を行いたく申請するもの。

以上2件の審議について、よろしくお願いいたします。

番号5番
議 長

番号5番について、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長

意見等ないようですので、番号5番について採決をいたします。番号5番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員として、番号 5 番の申請は可決いたします。

番号 6 番

議 長 番号 6 番について、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長 意見等ないようですので、番号 6 番について採決をいたします。番号 6 番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員として、番号 6 番の申請は可決いたします。

事 務 局 続きまして、番号 7 番、番号 8 番についてご説明いたします。
番号 7 番。被設定人、設定人については記載のとおりです。土地の表示等になります。笠懸町阿左美、畑、賃貸借。被設定人、設定人合意のもと、賃貸借の設定を行いたく申請するもの。
番号 8 番。被設定人、設定人については記載のとおりです。土地の表示等になります。笠懸町阿左美、畑、賃貸借。被設定人、設定人合意のもと、賃貸借の設定を行いたく申請するもの。
以上 2 件の審議について、よろしくお願いいたします。

番号 7 番

議 長 番号 7 番について、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長 意見等ないようですので、番号 7 番について採決をいたします。番号 7 番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員として、番号 7 番の申請は可決いたします。

番号 8 番

議 長 番号 8 番について、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長 意見等ないようですので、番号 8 番について採決をいたします。番号 8 番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員として、番号 8 番の申請は可決いたします。

事 務 局 続きまして、番号 9 番、番号 10 番についてご説明いたします。
番号 9 番。被設定人、設定人については記載のとおりです。土地の表示等になります。大間々町塩原、畑、使用貸借。被設定人、設定人合意のもと、使用貸借の設定を行いたく申請するもの。
番号 10 番。被設定人、設定人については記載のとおりです。土地の表示等になります。大間々町塩原、田、使用貸借。被設定人、設定人合意のもと、使用貸借の設定を行いたく申請するもの。
以上 2 件の審議について、よろしくお願いいたします。

番号 9 番

議 長 番号 9 番について、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長 意見等ないようですので、番号 9 番について採決をいたします。番号 9 番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員として、番号 9 番の申請は可決いたします。

番号 10 番

議 長 番号 10 番について、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長 意見等ないようですので、番号 10 番について採決をいたします。番号 10 番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員として、番号 10 番の申請は可決いたします。

議案第 2 号

議 長 日程第 2 議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。
今回は 4 件ございますので、2 件ずつ説明させていただきます。

事 務 局 番号 1 番。譲受人、譲渡人については記載のとおりです。土地の表示等になります。笠懸町阿左美、畑。露天資材置場用地、売買。建設・不動産業を営んでおり、桐生市とみどり市の市境付近に資材置場用地が必要になり申請するもの。
番号 2 番。譲受人、譲渡人については記載のとおりです。土地の表示等になります。東町神戸、畑。太陽光発電設備の用地、売買。太陽光発電事業の適地が見つかり、事業資金について調達の目途が整ったため申請するもの。
以上 2 件の審議について、よろしく願いいたします。

番号 1 番

議 長 番号 1 番について、笠懸第 5 区の担当委員より説明をお願いします。

11 番委員 11 番、星野です。地図の 1 番をご覧ください。場所は国道 50 号を桐生方面に向かってもらおうと、〇〇がある信号機があるんですけどもそれを左折してもらって、7、800m 行くと次の五叉路の信号機があります。それを競艇場の北口方面に右折してもらって 20m 位行った所の土地なんですけども、木が生えたり草が生えてる土地なんですけど、ずっと持ち主がわからなくてなかなか自分が担当していた所なんであれなんですけど、草刈りとか要請できなかった土地なんで、こういう形でもそれが解消されるという事であれば良かったかと思っておりますので、審議の程よろしく願いします。

議 長 説明が終わりました。番号 1 番につきまして、ご意見等ございますか。

1 番委員 1 番、櫻井です。面積がかなり大きいんですが、これは問題にはならないんでしょうか。

事 務 局 面積的には特に問題にはなりません。3000 m²を超えるので、県の常設審議会に上程するような形になります。

議 長 他にご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長 意見等ないようですので、番号 1 番について採決をいたします。番号 1 番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

- 議 長 挙手全員として、番号 1 番の申請は可決いたします。
- 番号 2 番
議 長 番号 2 番について、東第 4 区の担当委員より説明をお願いします。
- 5 番委員 5 番、今泉です。地図の 2 番をご覧ください。場所は 122 号線神戸の信号を左折しまして 500m 位奥まった所なのですが、周りは住宅が無くて山からの傾斜地なものですから、既に太陽光発電の敷地があたりにありまして、ちょうど真ん中あたりの所が今回の用地かと思います。場所がら何の問題はないかと思います。審議の程よろしくをお願いします。
- 議 長 説明が終わりました。番号 2 番につきまして、ご意見等ございますか。
- (意見なし)
- 議 長 意見等ないようですので、番号 2 番について採決をいたします。番号 2 番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
- (挙手全員)
- 議 長 挙手全員として、番号 2 番の申請は可決いたします。
- 事 務 局 続きまして、番号 3 番、番号 4 番についてご説明いたします。
番号 3 番。被設定人、設定人については記載のとおりです。土地の表示等になります。笠懸町久宮、畑。一般住宅建築用地、使用貸借。3 世代で同居しているが、孫家族が独立し閑静で恵まれた環境にある申請地に一般住宅を建設したく申請するもの。
番号 4 番。被設定人、設定人については記載のとおりです。土地の表示等になります。笠懸町鹿、畑。一般住宅用地、使用貸借。現在、借家に住んでいるが、妻の父が所有する申請地に使用貸借にて一般住宅を建設したく申請するもの。
以上 2 件の審議について、よろしく願いいたします。
- 番号 3 番
議 長 番号 3 番について、笠懸第 6 区の担当委員より説明をお願いします。
- 8 番委員 8 番、清水です。地図の 3 番をご覧ください。場所は国道 50 号を前橋方面に向かいまして、杉菜原の信号、スーパー〇〇の手前の信号ですが、それを左折して頂きまして、両毛線の高架を越えて初めての信号を左折していただき、50m 位行った所をもう一度左折していただき 50m 位また北に上った所が申請地ですが、周りは既に住宅地に囲まれておりまして、南側も今 1 軒新築の住宅が建設中でございます。何ら問題はないかと思います。審議の程よろしくをお願いします。
- 議 長 説明が終わりました。番号 3 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長 意見等ないようですので、番号 3 番について採決をいたします。番号 3 番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員として、番号 3 番の申請は可決いたします。

番号 4 番

議 長 番号 4 番について、笠懸第 8 区の担当委員より説明をお願いします。

4 番委員 4 番、石原です。地図の 4 番をご覧ください。現場は笠懸庁舎の西側の道を北に 100m 行きますと左側に柿畑があります。その柿畑の北側に家があるんですけど、これが〇〇の家で、その〇〇のすぐ西側に土地が空いているんですけど、そこに〇〇の娘婿さんが家を建てる事で申請してあります。近辺も住宅がある所で問題はないと思います。審議の程よろしくお願いします。

議 長 説明が終わりました。番号 4 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長 意見等ないようですので、番号 4 番について採決をいたします。番号 4 番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員として、番号 4 番の申請は可決いたします。

議案第 3 号

会 長 日程第 3 議案第 3 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画の設定について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

番号 1 番の案件につきまして、5 番今泉委員に関連がございますので、退出をお願い致します。

事務局 議案第 3 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画の設定について」

次のとおり、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画の決定依頼があったので、決定を求める。

令和 7 年 5 月 26 日提出、みどり市農業委員会会長 小林 利信。今回は新規設定が 1 件ございます。

「設定する土地」「設定を受ける者」「設定する者」「設定する利用権」は記載

のとおりになります。

番号 1 番、東町花輪、台帳畑、現況は田となります。

新規設定 1 件の地積合計は、1,756 m²となります。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。新規設定番号 1 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長 意見等ないようですので、新規設定番号 1 番について採決をいたします。新規設定番号 1 番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員として、新規設定番号 1 番の申請は可決いたします。
今泉委員の入場をお願いいたします。

これですべての審議を終了しましたので、令和 7 年 5 月度農業委員会を閉会します。

閉会時刻 令和 7 年 5 月 26 日 午後 2 時 30 分

この議事録は書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため署名する。

議事録署名人

会 長

小 林 利 信

5 番委員

今 泉 達 夫

6 番委員

大 澤 恵 美 子